

産業廃棄物の場外保管例（参考）

○産業廃棄物の保管基準

- (1)周囲に囲いを設け、直接荷重が囲いにかかる場合には、構造耐久力上安全であること。
- (2)見やすい箇所に、縦 60cm×横 60cm 以上の掲示板を設けること。
- (3)保管の場所には害虫が発生しないようにし、産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、並びに悪臭が発散しないようにすること。
- (4)保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面に不浸透性の材料で覆うこと。
- (5)屋外において容器を用いずに保管する場合は、保管の最大積み上げ高さ（勾配 50%以下）を守ること。

○保管図（例）

